

第13回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議

日 時 令和2年7月18日(土)
正午から
場 所 防災合同庁舎3階 301会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 市内感染者について

- (2) 県内の感染警戒期における対策について

- (3) 各局からの周知事項について

3 その他

4 閉 会

新型コロナウイルスに関連した患者について (24~32 例目)

7月14日から16日の間に実施した香川県環境保健研究センターの検査により、次の者が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

【市内感染者：24 例目】

- (1) 年 代：80 代
- (2) 性 別：男性
- (3) 住 所：高松市
- (4) 職業等：会社役員
- (5) 症状、経過：
 - 7月14日 医療機関(A)を受診 胸部CTにて肺炎像あり
倦怠感、咳(13日以前は、症状なし)
同医療機関において、検体採取し、香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施し、陽性
 - 7月15日 感染症指定医療機関に入院。
- (6) 行動歴：
 - ①発症前14日以内に海外渡航歴、県外滞在歴なし
6月30日から7月10日まで仕事(7月4日、5日、11日は仕事休み)
通勤は自家用車を使用 マスクは常に着用
 - ②発症日2日前以後
 - 7月12日 仕事は休み 市内の飲食店で親族4名、知人1名と会食、それ以外は外出なし
 - 7月13日 仕事
 - 7月14日 医療機関(A)受診

【市内感染者：25 例目】

- (1) 年 代：40 代
- (2) 性 別：男性
- (3) 住 所：高松市
- (4) 職業等：会社員(営業職)
- (5) 症状、経過：
 - 7月8日 発熱 37.3℃
 - 7月9・10日 症状なし
 - 7月11日～ 全身倦怠感、発熱 38℃台
 - 7月12日～ 味覚異常
 - 7月14日～ 咳
 - 7月14日 医療機関(A)を受診後、医療機関(B)を受診
医療機関(B)において、検体採取し、一旦帰宅
 - 7月15日 発熱 37.3℃
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施し、陽性
感染症指定医療機関に入院

(6) 行動歴：

6月24日から7月10日まで仕事

(6月27日、28日、7月2日、4日、5日、8日午後、9日、11～15日は
仕事休み)

通勤は公共交通機関（電車）を使用 マスクは常に着用

①発症前14日以内に海外渡航歴なし

6月27・28日、7月2・4日 ゴルフ打ちっぱなし

6月29・30日、7月1・3日 飲食店で夕食

7月3日 県外で30分程度仕事の打合せ（確認中）

②発症日2日前以後の行動歴

7月7日 飲食店で会食（7人）

7月10日 飲食店で食事（1人）

7月14日 医療機関(A)、医療機関(B) 受診

【市内感染者：26例目】

(1) 年代：30代

(2) 性別：女性

(3) 住所：高松市

(4) 職業等：無職

(5) 症状、経過：

25例目の患者の濃厚接触者としてPCR検査を実施

症状なし

7月15日 医療機関(A)を受診し検体採取 検体採取後、帰宅

7月16日 香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施し、陽性
感染症指定医療機関に入院

(6) 行動歴：

毎日10分程度の買い物 移動は自家用車を使用 常にマスク着用

①陽性確定に係る検体採取日前14日以内

海外渡航歴、県外滞在歴なし

7月3日 家族、親族と食事（4人）

②陽性確定に係る検体採取日2日前以後の行動歴

7月15日 医療機関(A)を受診

【市内感染者：27例目】

(1) 年代：60代

(2) 性別：男性

(3) 住所：高松市

(4) 職業等：会社員

(5) 症状・経過：

25例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施

症状なし

7月17日 感染症指定医療機関に入院

(6) 行動歴：

通勤は徒歩。マスクは常に着用

①発症前14日以内に海外渡航歴なし、県外滞在歴なし

7月2日から13日まで仕事

- (7月2日、6日、9日午後は自宅勤務、7月4日、5日、
11日、12日は仕事休み)
- ②発症日2日前以後の行動歴
- 7月14日 仕事
- 7月15日 午前は在宅勤務、午後から出社
- 7月16日 医療機関(A)を受診し検体採取後、帰宅
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施、陽性

【市内感染者：28例目】

- (1) 年代：50代
- (2) 性別：男性
- (3) 住所：高松市
- (4) 職業等：会社員
- (5) 症状・経過：
25例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施
- 7月10日 咳
- 7月11日 咳、全身倦怠感、発熱37.6℃
- 7月12日 全身倦怠感、発熱38.5℃
- 7月13日 味覚異常、発熱37.6℃
- 7月17日 感染症指定医療機関に入院
- (6) 行動歴：
通勤は自転車 マスクは常に着用
- ①発症前14日以内に海外渡航歴なし
6月26日から7月7日まで仕事
(6月27日、28日、7月4日、5日は仕事休み)
- ②発症日2日前以後の行動歴
- 7月8日、9日 仕事。
- 7月10日 県外で仕事の打合わせ(現在調査中)
- 7月11日 仕事休み、買い物
- 7月12日、13日、14日 仕事休み
- 7月15日 仕事
- 7月16日 医療機関(A)を受診し検体採取後、帰宅
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施、陽性

【市内感染者：29例目】

- (1) 年代：50代
- (2) 性別：男性
- (3) 住所：高松市
- (4) 職業等：会社員
- (5) 症状・経過：
25例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施
症状なし
- 7月17日 感染症指定医療機関に入院
- (6) 行動歴：
通勤は徒歩又は自転車 マスクは常に着用
- ①発症前14日以内に海外渡航歴なし、県外滞在歴なし
7月2日から13日まで仕事

(7月4日午後、5日、11日、12日は仕事休み)

7月5日 実家で法要(5人)

7月7日 飲食店で会食(7人)

7月12日 飲食店で食事(2人)

②発症日2日前以後の行動歴

7月14日、15日 仕事

7月16日 医療機関(A)を受診し検体採取後、帰宅
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施、陽性

【市内感染者：30例目】

(1)年代：60代

(2)性別：男性

(3)住所：高松市

(4)職業等：会社員

(5)症状・経過：

25例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施
症状なし

7月17日 感染症指定医療機関に入院

(6)行動歴：

通勤は自家用車を使用 マスクは常に着用

①発症前14日以内に海外渡航歴なし

7月2日から13日まで仕事

(7月5日、6日、8日、11日は仕事休み)

②発症日2日前以後の行動歴

7月14日、15日 仕事

7月16日 医療機関(A)を受診し検体採取後、帰宅
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施、陽性

【市内感染者：31例目】

(1)年代：40代

(2)性別：女性

(3)住所：土庄町

(4)職業等：会社員

(5)症状・経過：

25例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施
症状なし

7月16日 医療機関(A)を受診し検体採取後、帰宅
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施、陽性

7月17日 感染症指定医療機関に入院

(6)行動歴：

通勤はフェリー利用 マスク着用

①陽性確定に係る検体採取日前14日以内に海外渡航歴なし、県外滞在
歴なし

7月2日から7月14日まで仕事

7月4・5日のどちらかで買い物

7月10日 知人と面会

7月11・12日のどちらかで買い物

- 7月15日 テレワーク
(7月4・5日、10・11・12日、15・16日は仕事休み)
②陽性確定に係る検体採取日2日前以後の行動歴
7月13・14日 出勤 (14日の午後は自宅)
7月15日 自宅 (テレワーク)
7月16日 医療機関において、検体採取し帰宅

【市内感染者：32例目】

- (1) 年 代：30代
(2) 性 別：女性
(3) 住 所：高松市
(4) 職業等：会社員
(5) 症状・経過：
25例目の濃厚接触者としてPCR検査を実施
症状なし
7月16日 医療機関（A）を受診し検体採取後、帰宅
香川県環境保健研究センターでPCR検査を実施、陽性
7月17日 感染症指定医療機関に入院
(6) 行動歴：
通勤は自家用車
①陽性確定に係る検体採取日前14日以内に海外渡航歴なし、県外滞在歴なし
7月2日から7月14日まで仕事
(7月4・5日、11・12日、15・16日は仕事休み)
②陽性確定に係る検体採取日2日前以後の行動歴
7月14日 出勤
7月15日 休み

本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては患者等の個人情報について、プライバシー保護の観点から資料提供の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いいたします。また、医療機関への取材は御遠慮いただきますようお願いいたします。

第13回 高松市新型コロナウイルス対策本部会議資料

知事から県民の皆様への重ねてのお願い
～7月18日から7月31日まで感染警戒期～

本県では、今月に入り、10日から15日までの6日間で4名の新規感染者が発生したことから、「感染警戒期」の一步手前、いわば「準感染警戒期」にあると考え、15日に、県民の皆様には、油断せず警戒をしていただくことをお願いしておりましたが、翌16日にも10名の新規感染者の発生があり、10日からの一週間の感染者数が計14名となりました。

このうち半数はクラスターによるものですが、もう半数は感染経路不明のものであるほか、これまで感染者が確認されていなかった西讃地区、小豆地区にお住まいの方の感染者が確認されるなど、まさに、感染拡大が首都圏だけの問題でなく、本県においても次の段階に移ったと考えざるをえない状況となりました。

4月21日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しない中、首都圏での感染の拡大には注意しながらも、「感染予防対策期」として、社会経済活動も段階的に再開してきたところですが、この度の感染拡大を受けて、警戒レベルを引き上げ、7月18日から7月31日までの二週間、「感染警戒期」に位置づけることとします。

今回の「感染警戒期」においては、医療提供体制や検査体制の状況を踏まえ、社会経済活動への影響が最小となるよう、これまでの「感染予防対策期」における対応の徹底を基本とした別添の対策をとることとし、県民の皆様、事業者の皆様に対して、特措法第24条第9項に基づく要請をいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは長丁場で取り組まなければならない、県民の皆様、事業者の皆様には、「人と人との距離の確保」や「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、感染症に強い新しい生活様式を今後も引き続き実践し続けていただく必要がありますが、今回の新たな感染拡大局面を乗り越えた後、経済・雇用の維持・回復を強力に推進するためには、この二週間で、感染症に強い新しい生活様式に本当の意味で変革していく正念場とも言えます。

県としても、引き続き、感染事例に関する疫学的調査を積極的に進めるほか、国の「新しい流行シナリオ」を踏まえた医療提供体制、検査体制の整備を推進するとともに、これ以上、経済・雇用への影響が大きくなるように、また、回復に向けた支援策を推進してまいります。

県民の皆様には重ねてのお願いになりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、お一人お一人が油断することなく、十分な警戒の下に行動していただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の患者さんやその御家族、そして、治療にあたっておられる医療従事者やその御家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありませんので、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

令和2年7月17日

香川県知事 浜田 恵造

感染警戒期における対策について

令和2年7月17日

○対策期間：7月18日(土)～7月31日(金)

1. 県民への協力要請等(法第24条第9項)

(1) 外出について

- 不要不急の県外への移動については慎重に検討するよう協力要請。県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力要請
 - 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力要請
 - 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力要請
 - 別添1：業種別ガイドライン
 - 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」を積極的にインストールするよう協力要請。また、新たに行動履歴を確認できる仕組みを検討
- ※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力要請
 - 別添2：「人の接触を8割減らす10のポイント」
(令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
 - 別添3：「新しい生活様式(生活スタイル)の実践例」(省略)
(令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力要請

2. 事業者への協力要請等(法第24条第9項)

- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力要請
 - 別添1(再掲)：業種別ガイドライン
 - 別添4：今後における適切な感染防止対策
- 感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力要請
 - 別添5：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力要請。特に、この期間は集中的に協力要請
- 出勤した場合には、座席間隔の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力要請
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力要請

3. 催物（イベント等）の開催（法第24条第9項）

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを協力要請。協力要請に応じただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添6：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添7：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興の観点からの人の移動については、まずは、県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する。

6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

市民の皆様へのメッセージ

～新型コロナウイルスの感染者が増加していることを受けて～

令和2年7月17日

本市におきましては、4月18日以降、新型コロナウイルスの感染者は確認されておりましたが、今月10日に新たな感染者が確認されて以降、これまでに11人の感染者が確認されております。

更なる感染拡大を防止するため、市民の皆様には、今一度、感染防止対策の徹底をお願いします。

- 県外への不要不急の移動は、慎重に検討してください。
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるようにしてください。
- 感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えてください。
- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を心掛けてください。
 - 1 感染防止の3つの基本を徹底する。
 - ①人に近づき過ぎない（間隔は2mが基本）
 - ②マスクの着用
 - ③手洗いの励行
 - 2 「3つの密」（密閉、密集、密接）を徹底して避ける。

感染者数が急増しています。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、お一人お一人が自覚を持って、慎重に行動していただきますよう、よろしくお願いいたします。

高松市長

大西秀人